委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

委託業務名	大津市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務
委託業務場所	大津市内
概 要	新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいる市内の消費喚起及びキャッシュレス決済の普及促進を図るため、キャッシュレス決済 で買い物などをした人へのポイント還元事業
契 約 期 間	令和3年10月1日から令和4年3月31日まで
契約年月日	令和3年10月1日
契 約 金 額	200,000,000円
契約の相手方	 〔名 称〕PayPay㈱ 〔所在地〕東京都千代田区紀尾井町1番3号 〔名 称〕KDDI㈱ 〔所在地〕東京都千代田区飯田橋3丁目10番地10号ガーデンエアタワー 〔名 称〕㈱NTTドコモ 〔所在地〕東京都千代田区永田町二丁目11番1号
契約相手方の 選 定 理 由	契約の相手方は本業務に精通しているとともに、キャッシュレス決済手法における利用者数及び登録事業者数を多く有している。さらに、市内で実店舗があり、市民に対して直接スマートフォンの使用について相談に応じる体制が整備されている。また、本業務に類する国内有数の受託実績があり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている地域経済の早期回復を目指した短期間での事業実施が可能な事業者であることから、当該業者と随意契約を締結する。
担当課・電話番号	商工労働政策課・077-528-2755
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策 随意契約については、別途公表をしています。